

石川県経営持続支援金申請受付要項

令和3年1月15日

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済環境の中、県内の中堅・中小企業及び個人事業主（フリーランス含む）の皆様の事業継続を後押しするため、国の持続化給付金を受給した事業者に対して、石川県経営持続支援金（以下「県支援金」という。）を速やかに給付します。

2. 対象者

県支援金の対象者は、国の持続化給付金を受給した、確定申告の納税地が石川県内の事業者です。

（1）国の持続化給付金を受給した事業者

手続・審査の簡素化及び迅速な支援のため、国の持続化給付金を受けていることを申請要件とします。

≪12月以降の申請特例≫

令和2年12月以降に申請する場合、国の持続化給付金の受給がなくても、国へ持続化給付金の申請をしている事実をもって県支援金の申請をすることができます。申請に必要な書類は、「5. 申請書類 ≪12月以降の申請特例≫」を参照して下さい。

（2）確定申告の納税地が石川県内の事業者

法人の場合法人税、個人事業主の場合所得税の納税地が県内の事業者が県支援金の対象です。納税地は以下の①~③で確認して下さい。なお、①~③は、申請書に添付の必要はありません。

- ① 法人の場合、法人税確定申告書別表一に記載された納税地
- ② 個人事業主（青色申告）の場合、所得税の青色申告決算書に記載された代表者住所
- ③ 個人事業主（白色申告）の場合、所得税の収支内訳書に記載された代表者住所

(3) 過去に県支援金の給付を受けていないこと（同一事業者が二重に受給することはできません）。

3. 給付額

県支援金の給付額は、中堅・中小企業は一律 50 万円、個人事業主は一律 20 万円とします。県支援金の給付は同一の事業者に対して一回に限ります。

4. 申請期間

①令和 3 年 2 月 15 日（月）まで

（令和 3 年 2 月 15 日（月）の消印有効）

オンライン申請は令和 3 年 2 月 15 日（月）の 23 時 59 分まで

申請の受付が完了したもののみが対象となります。

5. 申請書類

申請に必要な書類は、以下のとおりです。申請書は「7 お問い合わせ先」に記載のホームページより、ダウンロードできます。

国の持続化給付金の給付通知書を持っている事業者（確定申告の納税地が本県内の事業者に限ります。）は、以下の書類を提出して下さい。

(1) 石川県経営持続支援金申請書（様式 1）

※県支援金の振込口座は、国の持続化給付金の振込口座（国の持続化給付金の給付通知書に記載された口座）を記載して下さい。

※申請書「3. 誓約」を確認の上、中堅・中小企業の場合は代表者が、個人事業主の場合は本人が、自筆で署名して下さい。

(2) 国の持続化給付金の給付通知書（はがき）の写し（様式 2）

※国の持続化給付金の給付通知書のうち、通知書の①住所が記載された面及び②申請番号、中小法人名又は個人事業主氏名、給付金額、振込口座が記載された面の写しを提出して下さい。必ず上記①・②の両方をご提出ください。

※《12 月以降の申請特例》及び《国の持続化給付金の申請特例》に該当する方は、給付通知書が届き次第、ご提出ください。

(3) 国の持続化給付金の入金に記載された通帳の写し（様式3）

※国の持続化給付金が振り込まれた口座通帳の①口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたページ（通帳を開いた1、2ページ目）の写し及び②持続化給付金の振込金額が記載されたページの写しを提出して下さい。

必ず上記①・②の両方をご提出ください。

※《12月以降の申請特例》及び《国の持続化給付金の申請特例》に該当する方は、入金を確認でき次第、ご提出ください。

個人事業主（フリーランス含む）は、上記の（1）から（3）に加え以下の書類を提出して下さい。

(4) 本人確認書類（運転免許証（表面および裏面）、パスポートなど）の写し（様式4）

※本人確認書類は必ず有効期限内のものを提出してください。

※外国籍の方は、パスポート及び在留カードの写しを提出ください。

※運転免許証、パスポートがない場合は次の①及び②からそれぞれ1点（計2点）を提出して下さい。

①健康保険証、介護保険証、年金手帳

②住民票、公共料金（電気・水道）の領収書、国税・地方税の領収書

（国の持続化給付金の申請日の直前3か月前以降に発行されたもの）

※上記健康保険証の写しを提出される方は、被保険者等記号及び番号にマスキングを施したうえで、提出してください。

国の持続化給付金の給付通知書の送付先が石川県外の事業者（給付通知書の宛先が県外であるが、確定申告の納税地が本県内の事業者）は、（1）から（3）（個人事業主の場合は追加で（4））に加え以下の書類を提出して下さい。

(5) 中堅・中小企業の場合は、国の持続化給付金の申請時に提出した「法人税確定申告書別表一」の写し。個人事業主の場合は、国の持続化給付金の申請時に提出した「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）」の写し（様式5）

※收受印の日付（税務署印）が必要

※e-Taxの申告は受付日時が印字されていることが必要

国の持続化給付金の給付通知書を紛失した事業者は、（1）及び（3）（個人事業主の場合は追加で（4））に加え以下の書類を提出して下さい。

(6) 国の持続化給付金のマイページの写し（様式6）

（申請番号と事業者名、本店所在地、口座情報が分かる部分）

※マイページ情報全てのページの写しをご提出ください。

≪12月以降の申請特例≫

令和2年12月1日以降に申請する場合、国の持続化給付金の受給がなくても、国へ持続化給付金の申請をしている事実をもって県支援金の申請をすることができます。

申請に必要な書類は、前記（1）及び（6）（個人事業主の場合は追加で（4））とし、令和3年1月15日（金）までに申請して下さい。国の持続化給付金を受給した場合は、速やかに前記（2）及び（3）を提出（封筒に「追加書類」と記載）願います。追加書類の確認ができ次第、県支援金を給付します。

6. 申請及び給付

(1) 申請について

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、特段の理由がない限り、下記宛先に郵送で申請願います。
- ・申請到達に関しては、通知いたしませんので、郵送の到達確認ができる「簡易書留」で郵送願います。
- ・送料は申請者側でご負担願います。
- ・封筒の裏面には申請者の住所、氏名（ご担当者）を記載願います。
- ・オンライン申請も可能です。「7 お問い合わせ先」のホームページでご案内しております。

<宛先> 〒920-0864

金沢市高岡町 12-45 ロイヤルシャトー南町 A

石川県経営持続支援金・家賃支援給付金事務センター

申請に必要な添付書類の不足、記入漏れがあった場合、ご確認のためセンターよりお電話させていただくことがあります。

(2) 県支援金の給付について

- ・申請の受付ののち、添付書類の不足、記入漏れがある場合は電話等で確認させ

ていただきます。

- ・県支援金の給付は、国の持続化給付金の振り込まれた口座に入金します。
- ・県支援金を入金した後、申請書に記載頂いた住所に郵送で通知します。

7. お問い合わせ先

(1) お問い合わせ先

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

TEL 076-225-1920

対応時間 9:00～18:00（土・日・祝も対応）

※令和3年1月以降は土・日・祝は除きます。

※年未年始12月31日～1月3日は稼働しております。

E-mail ishikawaonestop@jtb.com

お問い合わせの際は、「石川県経営持続支援金について」のご相談とお伝えください。なお、申請の到達確認のお電話は迅速な審査のためご遠慮いただくようお願いいたします。

(2) 県支援金に関するホームページ

石川県経営持続支援金・家賃支援給付金事務センター

<https://ishikawa-shienkin.jp/keieijizoku/>

8. その他

国の持続化給付金と同様に、県支援金の給付後、申請内容に虚偽が明らかになった場合は返納を求めることがあります。虚偽内容が特に重大または悪質な場合には事業者名の公表、刑事告発等を行う可能性もありますのでご注意ください。

附則

本申請受付要項は令和3年1月15日（金）より有効とします。

以前の申請受付要項・様式に基づく申請の取扱いについては従前の通りとします。